

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 「業務執行役員」とは、本会会長並びに本会定款第17条第3項に定める業務執行理事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんを問わない。
- (4) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、業務執行役員のうち常務理事である者に職務執行対価として定例報酬、賞与を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員等については、役員としての報酬を支給しない。
- 2 定例報酬及び賞与の総額は、評議員会の決議により定める。

(報酬の額)

第4条 常勤役員である業務執行役員に対する報酬については、報酬上限額を年額550万円とする。

- 2 常勤役員である業務執行役員の報酬として、前項の内、定例報酬については、月額35万円を上限とし、賞与については、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という）に年間3.8か月の範囲内で賞与を支給することができるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会、本会役員等として本会が依頼したその他の会議への出席、監事監査への出席など、本会の業務を行う場合に職務の遂行に当たって負担した費用については、本会が別に定める規程に基づき、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 業務執行役員には、通勤に要する交通費を支給することができる。支給する金額は、本会が別に定める職員の通勤手当を定めた規定に準じて算定し、第4条に定める定例報酬とともに支給する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 常勤役員への報酬等(前条第2項の費用を含む。)の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本会は、本規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、この規程をもって公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会役員報酬・職員給与規程(昭和39年3月1日から施行)は、廃止する。